

番号	項目	質問・意見	回答
1	【要求水準書（案）】 5 頁 2) 工事計画 (4) 設置 ①	＜事業者は必ず類似業務経験のある者を建設業法に基づく監理技術者として選任すること。監理技術者は現作業期間中、現場に常駐すること。＞とありますが、この場合の各現場に配置する監理技術者とは国土交通大臣より交付された監理技術者証を持っている者でないといけないのでしょうか。それとも現場責任者(現場の窓口となる管理者)という認識で問題ないのでしょうか。また現場作業が重ならない場合は兼務しても問題ないでしょうか。作業期間中、現場での常駐を考えると単純計算で13施設=13 人必要となり、人員配置を検討する上で重要になる為、ご教示ください。	監理技術者については、建設業法その他関係法令に基づき適切に配置してください。要求水準書に記載する「常駐」についても、建設業法その他関係法令の定めによるものとします。なお、監理技術者の兼務については、建設業法その他関係法令において認められる範囲内で可能とします。 また、本事業は施工計画に基づき施工時期を調整しながら実施するものであり、全ての対象施設に同時に監理技術者を配置することを求めるものではありません。
2			
3			